

○専修大学校友会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、専修大学校友会会則第32条の規定に基づき、会員の表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰の意義)

第2条 表彰は、会員の特別な功労を顕彰することにより、この会の目的を高揚し会員相互の発展の模範となすものである。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象は、次に掲げる者とする。

- (1) 校友会の発展に特に寄与した者
- (2) 国家又は社会に功績があり、この会の名誉を高めた者
- (3) 学校法人専修大学の設置する大学に顕著な功労があった者
- (4) 校友会本部役員又は支部役員として多年にわたり業務遂行に尽力し、この会の発展に貢献した者

(表彰の種別)

第4条 表彰の種別は、次のとおりとする。

- (1) 表彰状及び記念品
- (2) 感謝状及び記念品

(表彰の選考)

第5条 表彰の選考は、会長・副会長会の協議を経て、校友会長が決定する。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、代議員会の承認を得て、総会又は全国支部長会においてこれを行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、校友会長が必要と認めたときは、適宜表彰することができる。この場合においては、代議員会に事後報告をしなければならない。

(規程の改廃)

第7条 この規程は、会長・副会長会の発議により、代議員会において改廃することができる。

附 則

この規程は、昭和43年10月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。